

1 マニュアルの位置づけ

1 災害時の透析医療体制について

- 大規模災害時等の透析医療を確保するため、都は、「災害時における透析医療活動マニュアル」を策定し、透析医療機関に対し、発災に備えて平常時から複数の医療機関との連携や、透析患者への情報提供を要請
- 発災により、かかりつけの透析医療機関における医療提供が困難となった場合には、日本透析医学会を中心としたネットワークを活用して、受入調整を行い、患者に対する透析医療の提供を確保

2 マニュアル作成経過

- 平成9年3月 「災害時における透析医療活動マニュアル」作成
- 平成13年3月 マニュアル改訂
 ≪H16 新潟中越地震発生 / H17 区部及び三多摩災害時透析医療ネットワーク発足≫
- 平成18年3月 マニュアル改訂(第2回)
 ≪H23 東日本大震災発生≫
- 平成26年3月 マニュアル改訂(第3回)
 【主な改定内容】
 - ・災害対策として強化すべき事項の記載の充実
 - ・災害発生時の対応フロー図や参考様式等の整備

2 第4回改訂に取り組むに至った経緯

○【平成30年度～令和元年度の主な災害】

	災害名称	被災状況等
平成30年7月	平成30年7月豪雨	浸水や断水等により透析の実施に支障あり(12施設)
平成30年9月	北海道胆振東部地震	停電、施設破損等により透析に支障あり(54施設)
令和元年9月	令和元年台風15号	浸水や断水等により透析の実施に支障あり
令和元年10月	令和元年台風19号	浸水や断水等により透析の実施に支障あり

- 日本透析医学会東京都支部として「東京都透析医学会」が設立(平成30年1月)されたとともに、東京都透析医学会内に「災害対策委員会」が発足(平成30年5月)されたことにより、
 - 都内の災害時透析医療ネットワークの一本化
 - 緊急時透析情報共有マッピングシステム(Tokyo DIEMAS)の構築
 - 福祉保健局及び水道局との定期的な連絡会の開催

地震や台風等相次ぐ災害や東京都透析医学会発足による災害時透析医療ネットワークの一本化を踏まえ、災害時における透析医療体制の強化に向けてマニュアルの見直しが必要

3 改訂の課題と方向性

1 災害から見えた課題

- ①医療連携体制
 大規模災害では広範囲で医療機関が被災し、受入調整に時間を要する可能性がある。
- ②避難所等における患者への対応
 透析患者は自己管理が原則だが、透析医療機関と連絡が取れない等、透析を受けられない患者への避難所等における区市町村の対応に違いがある。
- ③透析用水の供給
 災害拠点病院以外の透析医療機関は、優先的に応急給水を受けられる体制が構築されていないため、都内でも透析の実施に支障をきたす恐れがある。

2 改訂の方向性

透析医療機関や区市町村等の関係機関が、透析患者へ適切な支援を行えるよう、マニュアルの必要な改定を行う

①医療連携体制の強化

被災時における透析医療の提供を確保するため、東京都透析医学会を中心とした透析医療機関の連絡体制について整理

②区市町村との連携強化

災害時透析医療ネットワークと区市町村との連携を強化するとともに、避難所での患者への対応方法等を整理

③透析用水の確保

透析用水の確実な確保のため、優先的に応急給水を行う透析医療機関を決めておくなどの体制整備を検討、整理

4 検討スケジュール(案)

事項	令和元年度	令和2年度			
	1月～3月	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月
特殊疾病対策協議会	●開催 部会開催協議				●開催 改訂案付議
腎不全対策部会	委員選定	●第1回		●第2回	
改訂作業		改訂作業		●区市町村・関係団体調整 中間報告	●公表
予算要求			予算要求		